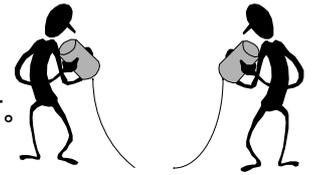


## 建築士の団体とは

建築士の団体としては大小入れるとたくさんありますが、今回は代表的なものとして**建築士会**、**建築士事務所協会**、**建築家協会**をあげます。



### 建築士会

建築士法の規定によって、すべての都道府県毎に設けられた公益法人\*です。建築士といってもさまざまな職場で活躍している人がいて、主に建築士の職能や技術に関していろいろな活動をしています。

\*公益法人とは一般に、民法第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人を指す

### 建築士事務所協会

建築士事務所協会は建築士事務所を開設している設計事務所や施工会社から成り、全国47都道府県に設立されている団体(公益法人)です。建築設計・工事監理等の業務の進歩改善と建築士事務所の健全な発展 並びにその業務の適正な運営及び設計等を委託しています。建築主の利益の保護を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

一定規模以上の建物を新築したり、改築するには、建築士事務所に所属する建築士が設計と工事監理を行わなければなりません。その建築士事務所の仕事が適正に行われるように、設計・工事監理上の建築・苦情相談業務を行うなどの活動を行っています。

### 建築家協会

建築士等で、設計・監理サービスを提供し、協会の倫理規定や継続教育などの規定を遵守することに同意した人たちが会員とする職能団体です。

(社)日本建築家協会 JIA 建築相談委員会では、一般の方々に向けて、一級建築士が住宅に関する相談に応じ、建築家の立場で、「新築・増築を考えているが、どうすればよいかわからない」、「設計者の紹介」、「欠陥住宅に関する相談、調査」といった内容の質問に答えています。

## 建築士とは

一級建築士、二級建築士、木造建築士があり、資格によって業務できる建物の規模、構造が変わってきます。

(建築士の定義) = 詳細参照：建築士法第2条  
 一級建築士：建設大臣の免許を受け、設計、工事監理等の業務を行う者  
 二級建築士：都道府県知事の免許を受け、設計、工事監理等の業務を行う者  
 木造建築士：都道府県知事の免許を受け、木造の建築物に関し設計、工事監理等の業務を行う者

建築士になるには年に一度行われる試験を受けます。(受験資格下図)

一級建築士			二級建築士・木造建築士		
学歴又は資格		建築の実務経験年数	学歴等		建築の実務経験年数
最終卒業学校・資格	課程		最終卒業学校等	課程	
大学[新制・旧制]	建築・土木	2年以上	大学[旧制大学・短大を含む]又は高等専門学校[旧制専門学校を含む]	建築	なくてもよい
3年制短期大学[夜間は除く]	建築・土木	3年以上		土木	1年以上
2年制短期大学	建築・土木	4年以上		建築	3年以上
高等専門学校[旧制専門学校を含む]	建築・土木	4年以上	高等学校[旧制中学校を含む]	土木	3年以上
二級建築士		4年以上	学歴問わず		7年以上
その他国土交通大臣が特に認める者 [昭和56年建設省告示第990号]			その他都道府県知事が特に認める者 [平成3.10.9建設省住宅局長通達]		

試験に関する資格・試験日程等 調べるのにお勧めです。  
 財団法人建築技術教育普及センターホームページ  
<http://www.jaeic.or.jp/index.htm>

